

介護保険における住宅改修費支給の内容及び手続方法【償還払い】

在宅の要支援又は要介護者が、手すりの取り付け等の一定の住宅改修を実際に居住する住宅について行った場合は、住宅改修費として、支給が受けられます。

対象となる工事

1) 手すりの取り付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に設置するもの (転倒予防、移動、移乗動作に必要と認められるもの)
2) 段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差を解消するもの 玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するもの 例：敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ ただし、昇降機、リフト、段差解消機等の動力により段差を解消する機器 の設置工事は除く。
3) 滑りの防止及び移動の 円滑化等のための床又は 通路面の材料の変更	例：居室（畳敷きから板製床材やビニール系床材等への変更） 浴室（床材の滑りにくいものへの変更） 通路面（滑りにくい舗装材への変更）など
4) 引き戸等への扉の取替え	扉全体の変更、撤去 (開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等へ取り替える) ドアノブの変更、戸車の設置等 ただし、自動ドアに取り替える場合、自動ドアの動力部分の設置は除く。
5) 洋式便器等への取替え	一般的には、和式便器から洋式便器への取替え ただし、和式便器から暖房便座、洗浄機能が付加されている洋式便器への取 り替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は除 く。さらに、非水洗和式便器から水洗（簡易水洗）洋式便器に取り替える場合、 水洗（簡易水洗）化の工事の部分は除く。
6) その他 1)～5)の改修に付帯し て必要となる改修	1. 手すりの取付け／手すりの取付けのための壁の下地補強 2. 段差の解消／浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水 設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上 がりの設置 3. 床又は通路面の材料の変更／床材の変更のための下地の補強や根太の 補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備 4. 扉の取替え／扉の取替えに伴う壁又は柱の補修工事 5. 便器の取替え／便器の取替えに伴う給排水設備工事、便器の取替えに 伴う床材の変更

支給額

利用者の要介護状態区分に関わらず、支給限度基準額は20万円です。（そのうち、1割から3割は自己負担となります。）支給限度基準額を超える額については、全額自己負担となります。

ただし、要介護状態区分が3段階以上上がった場合は、1回に限り、改めて支給限度基準額までの支給を受けることができます。また、転居した場合も、改めて支給限度基準額までの支給を受けることができます。

住宅改修費支給を受けるまでの手続

- ①住宅改修を行い、介護保険から住宅改修費の支給を希望する方は、まずケアマネジャー（介護支援専門員）にご相談してください。
- ②施工業者に改修工事の依頼をしてください。（介護保険指定の住宅改修業者はありません。）ケアマネジャー、施工業者及び本人、家族の三者の話し合いにより、改修内容を決めてください。その際、見取り図及び工事費内訳書（見積書）を作成してもらってください。改修前の状態の写真（日付入り）も必ず撮影し

てもらってください。また、貸借契約がなされている住居にお住まいの方は、大家さん等に住宅改修を行うにあたっての承諾書をとっていただく必要があります。

③工事着工前に介護保険課（本庁舎 2 階 26 番窓口）にて、事前確認申請をしてください。事前に工事内容等の確認を受けてから工事を始めていただくこととなります。確認申請時に提出いただく書類は次のとおりです。申請書類提出は、ケアマネジャー又は施工業者に代行していただいても結構です。

- A：介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前申請書兼確認書
- B：介護保険住宅改修状況等確認書（住宅改修が必要な理由書）
- C：改修前の写真（日付入り・設置位置記入のもの）及び見取り図
- D：工事費見積書（材料費と施工費が明確に分けて記載されているもの）
- E：住宅所有者の承諾書（被保険者と住宅所有者との間に貸借関係がある場合）

④事前確認申請書類は、内容を確認した後、お返しいたします。なお、申請書類は住宅改修費支給申請の際、再度必要となりますので、大切に保管しておいてください。

⑤改修完了後、ケアマネジャーに連絡をとっていただき、完了の確認をしてもらってください。また、着工前と同じ要領で写真を撮影してください。

⑥改修費用を施工業者にお支払いください。その際に領収証を発行してもらってください。

⑦住宅改修費支給申請に必要な書類を介護保険課（本庁舎 2 階 26 番窓口）まで提出してください。申請に必要な書類は、事前確認申請での提出書類 A～E のほか次のものがが必要です。

- F：介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- G：工事に関わる領収書（原本）
- H：改修後の写真（日付入り）

⑧支給が決定しましたら、支給決定通知書を送付します。また、決定金額は、支給申請書に記載された指定口座に振り込みします。

受領委任払いについて

支給方法については、改修工事を行った利用者が、いったん改修費用を施工業者に全額支払い、その後に市に支給申請することで、対象となった改修費用（20 万円を限度）のうち、自己負担分を除いた分を保険給付する「償還払い」を原則としています。そのため、利用者は一時的にまとまった費用が必要になり、経済的な問題から住宅改修を行うことが困難になる場合もあります。

そこで、利用者の一時的な負担を軽減するため、「償還払い」による方法のほか、「受領委任払い」の方法による支給があります（平成 19 年 10 月より開始）。「受領委任払い」とは、利用者が費用の自己負担分を施工業者に支払い、保険給付分を利用者から受領委任を受けた施工業者に市から直接支払う方法です。ご利用方法等の詳しいことは、下記問い合わせ先までお尋ねください。

《問い合わせ先》 一宮市 介護保険課介護保険グループ
電話 (0586) 28-9018 (直通)